

厚生文教委員会報告書

平成27年3月11日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鵜 川 晃 匠

平成27年3月11日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第27号 備前市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第28号 備前市通学バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第39号 備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	原案可決	なし

- 閉会中の継続調査事件の付託について

<所管事務調査>

- 学校の整備（耐震・空調）について
- 学力向上について
- 部活動に係る施設使用料について
- 食育について
- 教育のICT化について

<報告事項>

- 日生市民会館の壁画について（公民館活動課）
- 備前♡日生大橋マラソンについて（生涯学習課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第39号の審査	2
議案第27号の審査	6
議案第28号の審査	7
報告事項	10
所管事務調査	11
閉会中の継続調査事件の付託について	19
閉会	20

厚生文教委員会記録

招集日時	平成27年3月11日(水)		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会	～	午後4時13分 閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第2回定例会)の開催		
出席委員	委員長	鵜川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島 誠
		守井秀龍		立川 茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	教育委員長	入江永泰	教育次長	末長章彦
	教育総務課長	植田明彦	学校教育課長	小郷康弘
	生涯学習課長	田原義大	公民館活動課長	山台智子
	財政課長	佐藤行弘		
傍聴者	議員	尾川直行	掛谷 繁	川崎輝通
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○**鵜川委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、教育委員会関係の議案審査、所管事務調査を行います。

なお、議案の審査が終わりましたら委員会を休憩し、予算決算審査委員会厚生文教分科会を開催して、一般会計補正予算及び当初予算の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員会再開後は所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたします。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行います。

審査は条例制定、条例改正案の順に行います。

***** 議案第39号 *****

まず、議案第39号備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についての審査を行います。

本案の審査に当たっては、9日の委員会において教育委員長の出席を求める旨の決定に基づき、入江教育委員長に御出席をいただいております。教育委員長におかれましては、委員会の出席の要求にお応えいただき、まことにありがとうございます。

また、審査の都合により財政課長にも御出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書並びに別紙の細部説明書をごらんください。

議案書の169ページをお開きください。

質疑を希望される方の発言を許可します。

○**橋本委員** それでは、せっかく教育委員長がお見えくださっておられるので、何点か質問を試みたいと思います。きょうは本当に御苦労さまでございます。

まず、議案第39号なんですけれども、細部説明書に書かれておる言葉を引用しますと、スポーツとか文化、芸術がまちづくりにとって重要な要素であると考え、市民ニーズによりながら他のまちづくり関連施設と合わせて一元的に所掌していくために、このたび一部を除いて市長が管理及び執行する体制をとるというふううたわれております。

これ今まで、教育委員会が全部所掌してきたことなんです、今までのやり方が悪かったから、その権限を市長がとるとのことなんですか。それとも、社会情勢やいろんな情勢が変化して、教育委員会の体制じゃちょっと無理があろうかと、だからそれらは市長部局がとりますよということなんですか。そこら辺は、教育委員会ではどのように議論されましたか。

○**入江教育委員長** お答えする前に、前教育長に罰金命令が出たということがきょうの新聞にも載っております。本当に多くの皆様の信頼を裏切り、また御心配をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

それでは、座ってお答えさせていただきます。

橋本委員さんのお答えでございますが、まずスポーツに関することと文化に関すること、もちろん学校教育のことと文化財の保護に関することは依然として教育委員会のほうにございますが、それが市長部局へ移ることにつきましては、御存じのように地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定でスポーツに関することと文化に関する事務は市長部局で執行しているですよというふうに法律が改正されましたので、その法律の改正の趣旨にのった動きじゃないかと捉えております。

例えば教育委員会で議論になりましたのは、今度架橋の開通記念のマラソンが計画されております。例えばそのマラソンには今から1カ月ぐらい前に聞いた話では1,100人の応募があると聞いておりました。この1,100人というのは、これはすごい数字だなと私自身思いました。備前市の人口が約3万7,000人ですから、1,100人といえばほぼ3%に相当します。もちろんよそからも大勢の方が来られますから、備前市民の3%が出るという意味じゃないんですが、東京マラソンと比較してみますと、東京マラソンの場合、東京の人口は約1,330万人です。その3%というと40万人ということになります。もちろん東京の場合は抽せんということもあったんでしょけれど、4万人にも満たない、3万数千人です。ですが、その人口比にして3%の方々が参加するマラソンの大会というと、非常に規模の大きい大会だなと、こうした大会へ県外あるいは市外から来られる人に備前のよさを知っていただいたり、もちろんそういう方だけではなく、市内の方にもよさを再発見していただいたり、あるいは人々とのつながりを感じ取っていただくことのできる絶好の機会じゃないかなと。

やはりそういった大きな行事というのは、ただマラソン大会っていうスポーツというような限定したものじゃなくて、市全体で取り組んでいく必要があるじゃないだろうか。まちづくりというような観点からも、市全体で取り組んでいくっていうことは非常に多くのメリットがあるんじゃないかなというふうに教育委員会では判断いたしまして、今回文化の面でもそうでございます。日本遺産というようなことになると、今度は観光というようなこととも大きく結びついてくるんじゃないかと思っておりますので、そういった多くのメリットを考えて、この条例の趣旨は十分理解し同意を示したところでございます。

ところが、今まで文化とかスポーツに関する事務というのは、学校教育でありますとか社会教育と関連が深いということで教育委員会が取り組んできた経緯もありますので、今後もより緊密な連携をとりながらやっていきたいなと思っておりますのでございます。

そしてまた、教育委員会のほうからの要望としまして、これまで以上に良質な文化であるとか芸術、あるいは芸術に触れる機会やスポーツを楽しめる機会、こういったものを十分確保していただきたいということとともに、機構改革に伴って人員の配置がいびつになって、非常に一部へ業務がふえてしまって、事務局の職員が対応に苦慮するというようなことがないような人員的な配置等にも御配慮いただきたいという要望は出させていただいたところでございます。

○橋本委員 さすが上手に答弁されるなと感心して聞いておりましたが、この前教育委員会にお邪魔したところ、本当に机の数が少なくなってがらんとしとんです。以前のようにぎやかさが

ないと。この上にまだ、文化とスポーツの部門を市長部局に持って帰られたら、また人員が減ってくるんじゃないかなというふうに思われるんですよ。

教育委員会があってもなくってもええんじゃねえんかというような格好になると困りますんで、私は教育のまち備前市ということで、大変それを期待しとんですけれども、そういう中で先ほど教育委員長がおっしゃられました架橋マラソン、とりあえず今の計画では1年だけのものなんですけれども、今まで教育委員会が主催で、伝統あるえびす駅伝をずっとやってこられた、主催ですよ、ただ教育委員会だけじゃできないから、こちらの本庁、総合支所合わせて市長部局もみんなで協力してうまく運営をしてこられたじゃないですか。そういう方策を使えば架橋マラソンだって十分こなせれるし、あえて今までのやり方が悪かったんならいざ知らず、別にそこまでうまくやってきているのに法律が改正でそういうことができるようになったものの、何で一気に文化とスポーツの部門を市長部局に渡してしまうのか、寂しさとして残りませんか、そういうのは。いかがですか、教育委員会としては。

○入江教育委員長 寂しさとして残るかどうかということでございますが、これでもうすばっと切り離してしまうというわけではなくて、もちろん今までもそうだったんですが、お互いの連携というのは非常に大切な部分になってくると思いますので、今まで生涯学習課のほうで培ってきたノウハウというようなものはぜひ提供していきたいと思っておりますし、意見を求められると、そういったことには事務局でも対応できるんじゃないかと思っております。

○橋本委員 わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 教育委員長が先ほどおっしゃっておられました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の議会は制定改廃の議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないという条項だと思うんですが、この条文には文書とか口頭とか書いていないんですが、これは一応有効なんではないでしょうか。

○末長教育次長 それは議会から教育委員会への質問であり、それに対する文書回答ですので、有効と考えております。

○立川委員 ありがとうございます。これは有効ということで、確認をさせていただきます。

そうしますと、この回答書に書かれてあるんですが、議会からの諮問で異議はございませんという教育委員長の書類をいただいています。これで間違いないと思いますが、この内容、教育委員会のほうでどのような協議をされたのか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

それと、さっきお話が出ましたように現場とのコンセンサスですよ、モチベーションも下がらんかなと非常に心配しとるわけで、その2点がわかりましたら。この結論出された経緯ですね、例えば委員が5人がおられてこういう御意見でしたとか、わかる範囲で結構です。

○入江教育委員長 文化スポーツの行政を市長部局に移管することにつきましては、今回の申し入れの趣旨を、そのときは委員が1名欠けて4人だったんですが、全員がその趣旨については十分理解し同意しますということでございました。

しかし、委員の中から出てきましたのは、あくまでも教育委員会の政治的中立性であるとか、あるいは継続性であるとか安定性というのは今後とも一貫して確保していかなければならないという意見は出ておりました。特にこの文化スポーツの面を移すことについて、それが侵されるというようなものでもないので、全員が同意したということでございます。

○立川委員 全員の同意という解釈でよろしいですね。

では2点目で、現場とのコンセンサスといいますか、合意形成ですかね、その辺はいかがでしたでしょうか。

○入江教育委員長 はい。定例会におきまして、事務局職員の意見も参考にお聞きしたところです。その中で、先ほど私がちょっと触れました人的な配置等にも御配慮いただきたいというような意見を伺いました。

○立川委員 ありがとうございます。頑張ってください。お願いします。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○守井委員 もう既にスポーツ等は市長部局へ移管されて、実施運営されている自治体が多々あると思うんです。県もスポーツ部門は知事部局へ移管されたというようなことでございますけど、県下の15市では現在どんな状況になっているのか把握されていますか。

○佐藤財政課長 この法律が施行されましたのは平成20年でございます、それ以降、移されているものを15市の中で探してみました。岡山市、倉敷市、真庭市、この3市が市長部局で行っているということでございます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○森本委員 先ほど、教育委員長が人事配置についての配慮を言われたんですけど、ほかに何か事務方のほうから心配な点が上がっていたら教えていただきたいんですけども。

○入江教育委員長 定例会のときには、その人的な面についての御心配はお聞きしましたが、それ以外には聞いておりません。

○森本委員 今までしてきた行事とか、個別にこういうことが心配だという話も出ませんでしたか。こういう大会が心配だとか、そういうことも出なかったでしょうか。

○入江教育委員長 特に出ていないです。何とか対応できるという話がありました。

○森本委員 何とか対応。はい、ありがとうございました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○津島委員 教育委員長に大変つかぬお伺いをさせていただこうと思っておりますけど、委員長の任期はいつまでですか。

○入江教育委員長 何日だったか覚えてないんですが、ことしの6月までだったと記憶しております。私の場合は、前任者の残任期間ということでしたから。

○津島委員 そうしたら、まだ、委員長としての職務は1年をこなしてないということですか。

○入江教育委員長 委員長としてはまだ1年来ておりません。

○鶴川委員長 ちょっと待ってくださいね。議案に関することについてのみの御質問をいただき

たいということなのですが、今の質問はそれに関連しているということで、許可いたします。

○津島委員 教育委員の任期が4年です。それで、教育委員長はその委員の中で互選ですか。

○入江教育委員長 そうです。

○津島委員 それで委員長の任期は何年ですか。

○入江教育委員長 1年でございます。

○津島委員 1年。わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第39号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第39号の審査を終了いたします。

教育委員長、財政課長におかれましては、お忙しい中御出席をいただき、ありがとうございます。ここで御退席をいただきたいと思います。

***** 議案第27号 *****

次に、議案第27号備前市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書並びに別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案書の70ページをお開きください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○星野副委員長 細部説明書に、障害のある児童・生徒等への就学支援のみならず、就学後の一貫した支援についても指導を行うことができるよう改めると書いてあります。

今回の改正で、どのような人が対象者として追加されるのか、そのあたりを教えてください。

○小郷学校教育課長 対象者は新たに追加されるということではありません。

対象については、例えば障害種別で申しますと視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉情緒障害、それから言語障害、これは特別支援学級に入級がどうかというようなところでの種別を申しました。

このいろんな障害を持っている子供たちを一貫したというのは、その子供たちが就学、例えば特別支援学級に入級をした、また二、三年後には適応がよくなって、自閉情緒障害の場合、通常の学級に戻るとかいろんなケースが考えられます。そういった意味で1度の判定ではなく継続して見ていく、一貫して見ていく、そういう趣旨でこの文言を入れたということでございます。

○星野副委員長 この条例が改正されても、前と同様の、ほとんど変わらないということで考えてよろしいですか。

○小郷学校教育課長 今回の改正のポイントは、1つは学校教育法施行令が改正になりまして、就学指導委員会という名称を教育支援委員会という名称に変更をすること。それから、先ほど申しました、ただ単に例えば特別支援学校とか特別支援学級への子供の入級の審査、それがある時点の点だけでなく、その子供を継続的にずっと見ていく、そういったところを強調させていただくということでございます。

○星野副委員長 わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○森本委員 ここで転学という言葉が出てきたんですけれども、今までとは対応が変わらないということなんですけれども、保護者の方がどうしても普通学級を望まれた場合も今までと同じような対応をされていくんですか。

○小郷学校教育課長 実際、今のこの条文の趣旨を生かした形で、平成26年度も行ってきております。ですから、この条例が一部改正されたことによって、より継続性は出てまいりますけれども、基本的に従来とはその他の部分は大きな変更はございません。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第27号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第27号の審査を終了いたします。

***** 議案第28号 *****

次に、議案第28号備前市通学バスに関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書並びに別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案書の72ページをお開きください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○橋本委員 細部説明書を見ますと、今回の改正は平成27年度から吉永小学校に和意谷地区の児童の通学があるんで、その地区を追加するというふうに書いてございますが、よく見ますと第4条が若干変更になっております。これは、3年以上の伊部小学校の児童は月額1,340円を納付しなければならないという条文が、学校、学年も限定せずに使用料を納付しなければならない

という規定に変わっております。

これについては、何で細部説明書では改正した理由については記載されていないのでしょうか。

○植田教育総務課長 この主な改正点は和意谷地区の児童に対してするものでありまして、今回、以前からこの条例がありまして、その3年生以下の伊部小学校3年生未満は払わなくていいと。1、2年生は払わなくてもいいという規定だったんですけど、この条例制定の経緯を調べてもわからなかったんですけど、今回受益者負担、公平性の観点からこの1年生を落とさせていただきました。

結果的には、ただいま政策的に30年3月まで無料ということにしておりますので、今のところすぐ影響するものではないと考えております。

○橋本委員 30年3月までは、この条例が改正されても、それまでは徴収しないということになっているなら、何でここでわざわざこの規定を整備する必要があるのかと。そういったことが、細部説明書には一切書かれてないから、今度から1年生と2年生は通学バスに乗車するとお金を取られるようになるのかなというふうに錯覚をするわけなんですよ。

○植田教育総務課長 その点は少し説明不足だったと思っております。

これを落とした理由というのが、先ほど言いましたように公平性の観点ということで、伊部地区だけが無料になるというのはちょっとおかしいんじゃないかということで全員徴収させていただくという考えであります。

○橋本委員 ちょっと最後のほうの説明がよくわからんですけど、ある地区だけが無料になるっちゃうのはおかしいという公平性の観点、私は通学バスに乗るのにお金を取るんだというような、そういうのは教育のまち備前市としてはふさわしくないと、私は思うとんです。

だから、こんなもんは平成30年3月まではこういう規定をこしらえても徴収はしないんだと言いつつも、こんなもんは全廃して通学バスは全額無料だというぐらいに私はしていただきたいなと思うんです。それでこそ、教育のまち備前市なんですよ。

私はそういうふうな観点から、これだったら改悪ですから。1年生、2年生は要りませんよと言ったのが、これからは平成30年3月からは1年生、2年生は通学バスに乗ったら金取るぞという意味合いだと思うんですよね、これ見ると。厳密に言えばですよ。

だから、私はそういう悪く改正するんじゃないくて、よく改正していただきたいなというふうには思うんですけどね。いかがでしょうか。

○植田教育総務課長 教育に関して支援をするということに関していろんな方法があると思います。こういった通学バスに関しても、そういう考えの中に入るものかなとは思いますが、いまここで無料にとかというようなことは答弁できませんので、御理解いただきたいと思います。

○橋本委員 とにかく、受益者に公平に負担をしてもらうんだと、受益者負担が公平なんだという観点をこの部分からは除いてほしいなと思います。

例えば、この通学バスが無料ですよというようなことで、学校の統廃合、そういったことが条件でわかりましたというような御父兄の方もおられますんで、それが何年かたったらお金取るよ

うにするんだとかというふうな、そういうだまし討ちみたいなことはやめて、教育のまち備前市は通学バス無料だというふうにしとったら簡単でええじゃないですか。

ちなみにこういうふうにしたからといって、そんなに歳入変わらんでしょう。よろしく願います。答弁は要りません。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

○**石原委員** このたびの改正案ということで関係ないのかもしれないんです、2、3、4条それぞれ略となつとんですが、ここを参考までに教えていただければと思うんですけども。

○**植田教育総務課長** それでは、2条の1号です。久々井から伊部小学校（伊部幼稚園）に至る間。

それから、2号、鶴海及び佐山から備前中学校に至る間。

それから、3条の1号、乗車資格であります。久々井地区から伊部小学校及び伊部幼稚園へ通学、通園する児童、園児。

それから、2号、鶴海、佐山及び久々井地区から備前中学校へ通学する生徒となっております。

4条の2号ですね、使用料の部分です。中学生生徒月額3,770円。

それから、4条の2項です。前項の使用料は乗車する月の10日前までに納付しなければならないとなっています。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

○**立川委員** 今回吉永ということで、該当人数はわかりますでしょうか。

○**植田教育総務課長** 1名でございます。

○**立川委員** そうしたら、該当される方の現状利用されている人数がわかりますか。改正前の分でも結構です。久々井、鶴海とか。利用されている総数がわかりましたら。

○**植田教育総務課長** 備前中学校へ35名、それから伊部小学校へ17名となっております。

○**星野副委員長** 先ほど話がありました遠距離通学補助、30年3月末まで無料化という話なんですけど、遠距離通学補助は定期券の現物給付だったと思うんですが、こちらの条例で扱われる制度は、無償化をどういうふうに行っているのか教えてください。現物給付で定期券を渡しているのか、それとも償還給付、一旦お金を払って返ってくるような方法なのか、その他の方法なのか、そのあたりを教えてください。

○**植田教育総務課長** この通学バスに関しましては、それこそ小さい車を走らせて、それに無料で乗っていただくという形をとっております。

○**星野副委員長** 定期券なんかは配付してないんですか。

○**植田教育総務課長** 定期券、そういったものは発行しておりません。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第28号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第28号の審査を終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時09分 休憩

午後 3時27分 再開

○鶴川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

執行部からの報告事項を順次お受けします。

○山台公民館活動課長 公民館活動課より日生市民会館の壁画について、御報告をさせていただきます。

この壁画につきましては、公民館活動課の予算ではございませんが、まち営業課が観光振興策として行うもので、広島在住のSUIKO、このアーティストにお願いをしているものです。

お手元にこうしたカラー刷りの資料をお配りさせていただいておりますけれども、こうした絵を壁面に缶スプレーで描かれる方です。御本人が日生のまちを見ていただく中で、日生市民会館の250号側の壁面ということになったと聞いております。

描いていただくものにつきましては、備前市のイメージでということをお願いしているそうです。実は、既に一昨日から作業に取りかかれており、完成までに1週間から10日の予定で、3月22日の合併10周年記念式典までには完成の予定と聞いております。

御報告が遅くなり申しわけございませんでした。

○田原生涯学習課長 備前♡日生大橋マラソンについて報告させていただきます。

かねてより募集をしておりましたマラソン大会でございますが、明日の午前0時をもって締め切りとなります。

申し込みなんですが、インターネット申し込みが742名、郵便振り込みで438名。昨今はインターネットの申し込みが多くなっている状況でございます。

その内訳といたしまして、市外の方が1,040人。市内の方は140人ぐらいでございます。9割が市外の方が来られるということです。

当日は駐車場がないため、日生の運動公園、スポーツ広場のほうを臨時駐車場としまして、バスでピストン輸送をする予定にしております。議員の皆さん方におかれましても、御来場の際にはお車等なるべく乗り合わせをしていただくか、公共交通等でお越しいただければと思います。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ただいまの御報告に対し、質疑があればお受けします。

○橋本委員 マラソン大会なんですけれども、参加者が市外から大変たくさん見えられるということで、備前をPRするのに絶好の機会だと思うんですが、こういったイベントに際しては、たくさんボランティアが必要になってこようかと思えます。今、募集中かと思うんですけれども、これの締め切りはどうなっておるのか、あるいは順調にボランティアの人員が確保できよんのかどうか。どっかの団体にそういうことを要請する必要がないのかお尋ねをいたします。

○田原生涯学習課長 ボランティアの募集につきましては、2月の末でしたか、一応締め切りはさせていただきました。その後も随時ボランティアの応募がありますので、随時は受け付けはしております。

スタッフの数なんです当初150名ぐらいを予定しております、そのうちほとんどがボランティアです。市の職員につきましては20名から30名程度。今も日生中学校、備前緑陽高校さんからボランティアをしたいという申し出がございまして、総数につきましては200名近くになるのかなと思っております。順調にボランティアも集まっております。

○橋本委員 了解です。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○守井委員 日生市民会館ですけど、改修工事の予定があるって聞いとんですけど、そのあたりは問題ないでしょうか。

○山台公民館活動課長 日生市民会館の外壁につきましては、平成24年度から年次計画で改修をやっております。今回描いていただく250号沿いにつきましては、既に改修を終えたところでございます、工事には支障ないものと思えます。

○守井委員 了解しました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

***** 所管事務調査 *****

次に、所管事務調査を行います。

発言を希望される方は挙手の上、発言を願います。

○守井委員 2件あるんですけど、1件は、先ほど耐震化工事の中で、伊里、備前、日生中学校の武道場がまだできてない、あるいは三国、神根小学校の耐震化ができていない。武道場については、早急に、できるだけ早く耐震化を進めるべきだと思いますし、三国小、神根小についても状況により耐震化も進めていかなければいけないと思うわけなんですけども、そのあたりの考え方を教えていただけたらと思います。

○末長教育次長 先ほど答弁で御心配をおかけいたしました。耐震化工事につきましては、子供にかかわる施設でございますので、今後も耐震化ということを念頭に置きまして予算要求をして

まいりたいと思います。

○守井委員 ぜひそういう考え方でお願いしたいと思います。

それからもう一点、各小学校及び中学校、幼稚園等のエアコン整備を順次進めておるということで、耐震化工事に合わせてエアコンの整備を済ませたところもあると聞いております。

わかれば市内各小・中学校のエアコンの整備状況を教えていただけたらと思います。

○植田教育総務課長 エアコンの整備状況でございます。

済んでいるものです。香登小学校、伊部小学校、日生西小学校、日生東小学校、以上でございます。中学校はまだありません。

○守井委員 予算の関係もあるかと思うんですけども、27年度中に整備する予定のものは決めておられるかどうかお聞きします。

○植田教育総務課長 この27年度が、耐震補助のかさ上げの最終年度になります。

全国から耐震の補助要望が出てきまして、国は耐震の補助に特化するということで、改修の補助がつかなくなりました。

そのこともありまして、備前市においても27年度は耐震工事だけに特化する予定です。

○守井委員 27年度の整備予定はないということで解釈してよろしいですか。

○植田教育総務課長 はい、そのとおりです。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○橋本委員 学力向上についていろいろとお尋ねしたいと思います。

まず、さきの2月10日には学校支援ボランティアの情報交換会、それから3月3日には備前まなび塾の学習支援者ボランティアの連絡会が、それぞれ市民センターで行われました。

私もこの両方に参加をして、かなり有意義な会で情報交換等もしてきましたんですが、それらを教育委員会がどのように問題点を捉えて、どのようにこれから改善をしていこうと思っておられるのか、そこら辺の総括的な部分についてお考えがあれば聞かせていただきたいなと思います。

○小郷学校教育課長 総括といたしましては、まなび塾でありましたら3こま学習を行いますけれども、共通していたのが、特に最後の3こま目になかなか集中力を欠きがちな子供が出て、その対応に支援者が悩んでいる姿、これはどの会場からもあったと聞いております。そういった情報共有の中で、かるたといったいろんなことをしている事例、そこをこの前の連絡会で共有をしたところがございますけれど、今後学習になるようなそういうかるた類でございますとか、そういった教材を、これから補正等で購入をできないか、そのあたりを一つ検討としては考えております。

それから、これはまだどうなるかわからない話でございますけれども、今学校に配布されているタブレットが、児童・生徒数の減少によって、そのあたりが幾らか活用ができるようになる。ライセンスの問題がクリアできれば、そういうドリル的なものを、まなび塾でタブレットを使ったような形で提供することができないか、そんなことを今検討しておるところでございます。

○橋本委員 そういった中で、まなび塾のボランティア連絡会に出席して、次年度27年度の開

催予定、まだ案だそうですけども、見てびっくりしたわけなんです。

なぜかといいますと、昨年の当初予算を審議した議会、当時の総務文教委員会だったんですけども、春休み、ちょうど年度が変わりが物すごいブランクができるということを当時星野委員が指摘されて、問題だということになったんですが、ことしも実は日生の地域公民館においては、2月21日に26年度は終わったんですね、27年度の始まりはいつかと言うたら、ここに書いてあるのは、6月6日。つまり、丸々3カ月以上ブランクがあるわけです。私はこんな格好で学力向上だ何だなんて言えるのかなと。それで、予算を減額したりどうのということなんですけれども、私はもっとここら辺に教育委員会も力を入れるべきじゃないかなと、私は常々不満に思うんですけども、どうでしょうか。

○末長教育次長 学力向上がメインテーマになっているようでございますが、まなび塾というのは、家庭での学力、家庭で学ぶ習慣をつけるということがまず一番でございました。ですから、2月21日から6月までの3カ月間というものがあいてしまうじゃないかという、大変心配されるのはごもっともだと思います。

そういう意味で、今のまなび塾のような体制でやっていこうとすれば、どうしても指導者と連絡をとってということになるんですけど、そうじゃなくて、自発的に集まる場の提供というようなことならもっと考えられるかなと考えておるんですが、それでは余りにも消極的でしょうか。

○橋本委員 以前の土山教育長のときに備前まなび塾がスタートしたんですけども、その当時から、子供たちの自主性を重んじるんだと、自主的に勉強するように助長するんだと。それで、ボランティアの指導員は勉強を教えないでくれと、もうただ見よつたらええんじゃないかというようなことで、先ほどの連絡会でも、結構皆さんが言われるには、とにかくボランティアの指導員は教えたらだめなんだということを、まずもって言われたと。けどね、教えないそのまなび塾なんちゅうたら、私らは余り考えられないし、あくまでも自発的にと言ようたら、なかなかやってくれないというんですか、日生なんかを例にとれば、最初ぎょうさん来よつても、どんどんいなくなる。伊部も何かかなり人数が少ないと。だから、組織率もかなり低下しておるんじゃないかなと思うんですけども、それは日生と伊部だけなんでしょうか。

○小郷学校教育課長 参加率でいいますと、直近では昨年の12月時点のものしかございませんけれども、小学校が20.3%、中学校が6%といった状況であります。

特に、小学校は若干増でございますが、小学校が約20名程度の増、ただ逆に中学生のほうが30名程度の、25年度ベースでいうと減であったという状況であります。

○橋本委員 そういった参加率なんかも問題として捉えて、どうすれば参加率が上がるかとか、いろんな方面で努力をして、何とかこれを、備前市が始めた目玉事業ですんで、ぜひとも活性化させてほしいなと思うんです。

そういった中で、これは2月の「広報びぜん」なんですけれども、例えば先ほどお話をしましたスポーツ少年団、日生地区のドルフィンスポーツ少年団と日生ウイングスジュニアスポーツ少年団、それぞれ団員募集の記事が最後のページに載っただけなんですけれども、これを見るとそれぞ

れ土曜日に必ず活動をやると、しかも午前中からと、時間も9時からやりますよと。こういうのは、私は教育委員会が今一生懸命取り組んどの備前まなび塾が、土曜日の9時から12時という時間帯にやるにもかかわらず、些少なから補助金をもらっておるスポーツ少年団が、9時から堂々と練習するんだということではなくって、午前中はまなび塾のほうへ行ってくださいよと。スポ少の練習後は、まなび塾がある日は午後から練習しますよとかというような配慮を教育委員会として求めるべきだと思うんです。

それについてはいかがでしょうか、今までそういう要請はされたことがあるんでしょうか。

○小郷学校教育課長 これは、特に25年度のお話になりますが、それぞれスポ少関係の指導者の方々の集まりに全て出かけていっております。

その際に、例えば場合によったら9時から10時半とか、そういうのをまずまなび塾に団として参加して、それから練習をしていただくこととか、または月に1回、団としてまなび塾に参加しよう、そして参加したときは午後にしよとか、そのあたりをぜひ御協力いただけたらありがたいということで、お願いをしております。

ただ支援者連絡会の中でも出てくるのが、土曜日の午前中というのが、まさにいろんな各種団体にとってもゴールデンタイムであると、そのゴールデンタイムをどうお互いが上手に折り合いをつけるのかなといったところで、こちらとすれば団として月に1回の参加であるとか、そういった形で今後もお願いはしてまいりたいとは考えております。

○橋本委員 今の答弁を聞くと、言うとなんだけれどもなかなか聞いてもらえないということのようでございます。確かにこの事業がスタートした当初は、日生地域公民館においても、野球の団体が何名かまなび塾に出て、それからの練習だというようなことで時間調整をしてくれていた節があるんですが、ほんの数カ月で終わってしまいました。

あとはもう、何かこのごろスポーツ少年団も遠隔地の者と合同チームを編成せんと、1つの小学校区だけではとてもじゃないチームができないということで土曜日にまなび塾なんか行ったら練習ができんということでそういうのがなくなった。だから、私大変寂しいなと思うんですが、そうであるならば、今度はまなび塾を違う曜日の放課後なんかに、以前総務文教委員会でも大分指摘があったんですが、例えば学校の空き教室を使ってやるとか、放課後学習みたいなのと一緒にするんですけどもそういったいろんな方面のことを考えないと、他市町村にどんどん負けるんじゃないかと。一昨日ですか、新聞を見ておりますと、和気町が小・中学校ですごい取り組みをやるんだということが載っております。こういうのを見ると、このまままなび塾がええようにいきようんじゃないかというようなことを言ようたら、私は置いてけぼりを食うんじゃないかなというふうに心配をしとんどすけれども、どんなもんでしょうか。

○小郷学校教育課長 御心配ありがとうございます。

我々といたしましては、当然学校の授業以外に、あらゆる子供たちにいろんな機会学ぶ場をまず提供するという事は非常に大事な事だろうと思っております。

ですから、例えば学校におきまして、今回当初予算でも放課後学習の指導者謝金を若干2校

増として計上させていただいたり、徐々にではありますが、地域の方の力をおかりして放課後学習を実施しようという学校もふえております。

それから、当然謝金は打っていない学校も、先生方が放課後に補充学習に取り組んでいただいているという学校もございます。

ですから、補充学習ということから考えたときに、その学校でまず放課後に補充学習をする学校がある、それから朝10分とか15分といったところで朝学習を実施、これも補充学習ですがこれはほぼ全小・中学校で実施をしております。

加えて土曜日のまなび塾といった、子供たちも忙しいわけですがそれでも、その放課後や例えば土曜日や、いろんな機会に補充学習、勉強ができる場をまずしっかり提供していく、総合的に考えていくという考え方の中でこれまで取り組んできたところでございます。

私も記事も見ております。今後も当然、他市のそういうふうなところも、しっかりそういう学校における補充学習の充実、それからまなび塾も頑張る、そういったところで取り組んでまいりたいと思います。

○鵜川委員長 ほかにございませんか。

○森本委員 食育についてお話を伺いたいんですけども。食育にも力を入れるという話をたしか言われていたと思うんですが、給食のことなんですけれども、3点ほどお聞きしたいんです。まだ消費税が上がるということで、給食費とか、給食の内容とか、そういうことをぼちぼち考えられているのか、またもう一点アレルギー対策をされている調理場があったら教えていただきたいのと、あと給食で何割ぐらい地場産の食材が使用されているのか教えてください。

○小郷学校教育課長 まず、給食費でございますが、これは調理場によって若干異なっておりますけれども、今のところ来年度、例えば備前、日生は一食285円。吉永は265円というように伺っております。たしかこれは26年度と同額だったように記憶しております。

それから2点目は、アレルギーに対する除去食の対応でございますが、これは特にアナフィラキシーショックを起こす、例えばエピペンを携帯しているような子供がいるかどうか確認、それから当然学校医も入れながら保護者と協議をしております。給食につきましては、どの調理場においても除去食については提供をしております。また、子供に渡すときに、その子供用にビニールをかぶせてわかりやすくしたり、または食器の色を変えたり、そういった工夫をしているところであります。

それから、3点目の地場産物については、これが地場産物の捉え方によって変わります。調査として実施されているものは、岡山県産ということを地場産物として実施しておりますけれども、まず岡山県の状況は、地場産物の使用割合が全国の平均より高い状況にあります。明確な数字はすぐ出てこないんですけど、備前市はその全国より高い岡山県を若干上回っている状況にあります。

○森本委員 給食費のことなんですけど、今のはわかったんですけども、消費税の引き上げに向けて今の段階では何も検討されていないんですか。

○小郷学校教育課長 これは、それぞれの調理場ごとに給食の運営協議会とか設けておまして、たしか5%から8%に上がったときに値上げをさせていただいたという記憶があります。

委員御指摘の8%から10%への対応は、今のところその動きまでは把握しておりません。

○森本委員 はい、ありがとうございます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○橋本委員 別件で、これは学力向上ではないんですけども、学校の行事や、あるいは学校の部活動で公共施設を利用する場合に、比較的ややこしい区分けがあるということを知っていて、以前ここで問題にさせてもらったことがあるんですが、例えば日生中学校の硬式テニス部が中国大会に出場することになって、特別に練習をする際に浜山運動公園にあるテニスコートを借用した場合、会場の使用料は無料にしてくださったようなんですけれども照明代を徴収されたと。それが結構続くとかなりの金額になったということを知り、一度ここで問題提起させていただきました。そのときの返答が、規定の時間数までは学校教育の学校スポーツになるんだけれども、規定の時間を超えたら社会スポーツになるんだと。だから、社会スポーツになると料金を徴収せにやならんというような答弁があったやに思うんです。

ほかの学校も全部そういうふうになっておるといふことのようにございますが、提案なんですけれども、もう学校スポーツだ、社会スポーツだということではなしに、学校が部活として公共施設を利用する場合には、もう全て無料ということにならんのですか。

○田原生涯学習課長 今までそういう形を取っておりません。

近隣の市町村の状況等も研究をさせていただきたいと思っております。

○橋本委員 それが、例えば同じ日生中学校で、同じく中国大会に出場したバレーボール、このチームが相当強いということで規定の時間数を超えて部活をやりました。だけど、それは中学校の体育館で練習ができるから、学校の体育館で練習するんですよね。もちろん照明をつけてやりますが、バレーボール部は恐らく照明代なんか払っていないと思いますし、中学校も徴収しとらんと思うんですよ。

バレー部は規定時間を超えて社会スポーツでも料金は徴収されない、硬式テニス部は同じ中国大会に行くための特別練習をするのに市の施設である浜山運動公園を使えば夜間照明代が必要と、これはちょっと整合性に欠けると思うんですよ。

こんなもんは、わずかな金額ですから無料にしてやってくださいよ。規則改正が必要なら改正して、ぜひともこれはよろしく願います。

これは日生中に限らず、その他の中学校全部を含めてですけども、何とかそういうふうな方向で検討いただけませんか。

○田原生涯学習課長 現在のところは返答ができませんが、学校教育で使うものに関しては無料ということになっておりますので、ちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○橋本委員 はい、よろしく願います。

○小郷学校教育課長 学校教育という立場からの補足をさせていただきますと、当然学校教育を

行う際に、例えば子供に過度な心身の負担をかけないように、そのあたりを十分配慮することというような配慮事項があったり、また部活動というのは、これがいわゆる学校の教育活動、課外活動という位置づけの中の正式な教育活動という位置づけにはなりません。ですから、通常世間通念上から考えたときに、大体全国の中学校において、例えば夏休みでありましたら最終下校が大体6時半ごろ、冬でしたら大体5時か5時半ごろということで、そのあたりが下校のときの安全確保も可能であるし子供たちの心身の負担を考えたときに適切だろうと、それが例えば9時とか10時まで活動するのが、学校教育という教育活動として認められるかということについてはちょっとこれは大変厳しいものがあるというのを正直感じるところはございます。

○橋本委員 そんな過大なことをやとりません。常識的な格好でやりよんですが、大体規定の時間数を超えると学校長の許可をとりながらやるんだと。その際に、それはもう学校スポーツじゃなくて社会スポーツなんだと。だから、使用料が必要だと。これじゃあなかなか保護者は納得できんのですね。だから、それとあわせて同じような立場で、片や料金を払う、片や学校の体育館を使うからそんなお金は恐らく払っていないと思います。そこら辺を調べて、学校長が許可する特別練習、そういったものからは料金を取らんようにしてはどうかと思います。答弁はいいです。検討してみてください。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○星野副委員長 教育のICT化について質問させていただきます。

電子黒板の設置が進んでいると聞いていますが、現在の設置状況を教えてください。

○植田教育総務課長 今のところ壁かけ型の設置が済んだと聞いております。これ以降、移動型ですか、それを順次入れていくように聞いております。

○星野副委員長 壁かけ型がもう設置が済んだということで、移動型は買ってきたらすぐ置けるわけですから、いつごろから使用を開始されるつもりですか。

○植田教育総務課長 新年度学校が始まる4月、始業式は8日ぐらいでしょうか、それ以降になると考えております。

○星野副委員長 新年度から使われるということなのですが、先ほどの予算審査でもありましたようにICT支援員の費用が全く上がっていませんし、リーダー研修が3回、年1回の教員研修ということです。これで、金額3,000万円弱の備品を購入したわけですが、十分な活用ができるんですか。

○植田教育総務課長 ただいまずっと支援員に回っていただいております。それから、タブレットではないんですが、パソコンの支援員も、これは数が少ないんですけど、回っていただいております。

それに、自己研さんを積んでいただく、それから中川先生の支援をいただく、そういったことで頑張っていっていただきたいなどは考えております。

○星野副委員長 どういう経緯でこのICT支援員の費用が削られたのかわからないんですけどそれはいいです。タブレットと電子黒板を本格的に活用しようと思ったら、やはりICT支援員

の方の支援が必要だと思うんです。ですからもう一度要求するぐらいの勢いで、総予算としては2億五、六千万円かかっているわけですから、ぜひ有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

○植田教育総務課長 ICT支援員の委託に関しては、今後も予算要求をしていこうと考えております。

○星野副委員長 それはぜひ頑張ってください。

日生中に試験導入していたタブレットがあると思うんですが、これは今後どのように活用していくつもりなのか、お教えてください。

○植田教育総務課長 先ほど学校教育課長の話もあったかと思うんですけど、まなび塾であったり、そういったところで活用できたらなと思います。

○星野副委員長 まなび塾で活用するのはいいんですが、今学校に1月から導入された機種と試験導入で中学校に入っていた機種も違いますし、中に入っているソフトも違うと思うんですよ。まなび塾ごとでちょっと差が出てくるというんですが、どうせ要るんなら100台余る分を、何台かずつまなび塾には入れた方が有効に活用できると思うんですが、どうなんでしょうか。

○植田教育総務課長 何台ずつ移設できるかわかりませんが、その場その場で機種が違って活用ができたらの話なんですけど、アカデミックソフトですか、そういったものが入っていますのでそれをクリアせんといけん話なんですけど、多少機種が違ってもし可能であればできるんじゃないかなと思います。

○星野副委員長 どういう形になるかわかりませんが、試験導入した機器に対しても税金が投入されているわけです。まだ二、三年は使える機種です。ぜひ有効な活用策を模索してください。

○石原委員 今タブレットで、ふと思いがめぐったんですが、だんだん子供さんも減って、タブレットも余ってきたりということも考えられるんですけど、例えばですが、片上高校に通われている生徒さんにタブレットを使っていただくようなことは、検討の範囲に入らないんでしょうか、高校になったら全く別になるんですかね。ふと、思ったんですけど。

○植田教育総務課長 それ自体は可能だと思います。Wi-Fi環境にはないんですけど、個々で使うと思えば可能だと思います。

○石原委員 そちらもあわせて、より有効に活用できればと願っております。

それから、ある小学校の校長先生と先日お話しした際のお話なんですけど、先ほどもありましたように、今教育に目を向けますとどうしても学力の面に目が向いてしまうといえますか、そういうお話をされとったんですけれども、その先生がおっしゃるのに、タブレット等を利用して学力向上を目指すのは当然なんですけれども、その前に今の子供さんを見ておると、それ以前の基礎体力といえますか体幹が弱って、幼少期、乳児期から、体幹を使う動きが不足して、1時間の授業中、じっと座って授業を受けることさえも難しい子供さんが、一昔前に比べると年を追ってふえておると。

学力、タブレット、その前に、まずは根本的な体幹の部分を鍛えていくというか、そちらに目

を向けて、教育委員会と一緒に頑張ってくださいたらなあというなお話で、その校長先生は外部から講師の方をお願いして、地域の方と連携をして、夏あたりに体幹を鍛えるような、もう一回そういう体の根幹を見直そうというような研修会のようなものを企画されとるようなんです。教育委員会も今いろいろ大変でしょうけど、そちらのほうにもしっかり目を向けていただければと思います。要望ですけど。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○**鵜川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。

***** 閉会中の継続調査事件の付託について *****

この際、閉会中の継続調査事件の付託について御協議願います。

事務局から説明させます。

○**議会事務局** お手元に、現在の閉会中の継続調査事件付託表を2色刷りで修正したものを資料として配付いたしております。

本定例会で、御審議いただいております議案第19号備前市の組織及び任務に関する条例の一部改正、並びに本日御審査いただきました議案第39号備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定が、付託された委員会においてそれぞれ原案のとおり可決されております。

この2議案について、最終日の本会議で委員長報告どおり御議決をいただきますと、厚生文教、総務産業委員会の所管に一部変更が生じることとなります。つきましては、閉会中の継続調査事件を所管どおりに引き継ぎをいただくため、表にございます24芸術及び文化についての調査研究、25世界遺産登録推進についての調査研究については、調査研究を終了いただき、新たに芸術についての調査研究、文化についての調査研究、文化財の保護についての調査研究の3件を追加いただければと考えております。

文化については、機構改革後、総務産業委員会へ移行されることとなります。

また、現時点では世界遺産、日本遺産については、文化についての調査研究に包含されるものと考えております。

以上でございます。

○**鵜川委員長** 説明が終わりました。

この件について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、閉会中の継続調査事件の付託については、事務局案のとおりでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査事件の付託については、事務局案のとおりといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。
皆さん、御苦労さまでした。

午後4時13分 閉会